

防衛庁訓令第91号

部隊行動基準の作成等に関する訓令を次のように定める。

平成12年12月4日

防衛庁長官 虎島 和夫

部隊行動基準の作成等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、部隊行動基準の作成等に関して必要な事項を定めるものとする。

(部隊行動基準)

第2条 部隊行動基準は、国際の法規及び慣例並びに我が国の法令の範囲内で、自衛隊の部隊又は機関（以下「部隊等」という。）がとり得る具体的な対処行動の限度を示すことにより、部隊等による法令等の遵守を確保するとともに、的確な任務遂行に資することを目的とする。

2 部隊行動基準は、状況に応じて部隊等に示すべき基

準をまとめたものであって、行動し得る地理的範囲、  
使用し又は携行し得る武器の種類、選択し得る武器の  
使用方法その他の特に政策的判断に基づく制限が必要な  
重要事項に関する基準を定めたものとする。

(作成)

第3条 部隊行動基準は、統合幕僚長が作成し、防衛大  
臣の承認を得るものとする。

(見直し等)

第4条 統合幕僚長は、必要があると認める場合には、  
前条の規定により作成した部隊行動基準を見直し、必  
要に応じて修正することができる。この場合において、  
部隊行動基準を修正するときは、防衛大臣の承認を得  
るものとする。

(指示による見直し等)

第5条 統合幕僚長は、前条の規定にかかわらず、防衛  
大臣から部隊行動基準の見直しの指示があった場合に  
は、部隊行動基準の見直しを行い、必要に応じて修正  
の上、防衛大臣の承認を得るものとする。

2 統合幕僚長は、前項の規定により部隊行動基準を見直すべき旨を指示された場合であって、所要の見直しを行った結果、当該部隊行動基準を修正する必要がない場合には、その旨理由を付して防衛大臣に報告するものとする。

(協議)

第6条 前3条の規定により統合幕僚長が防衛大臣の承認を得るに当たっては、あらかじめ、防衛政策局長と協議するものとする。

(部隊等への送達)

第7条 統合幕僚長は、部隊行動基準を作成し又は修正し、防衛大臣の承認を得た場合には、直ちにこれを監督下にある防衛大臣直轄部隊その他の所要の部隊等に送達するものとする。

(適用)

第8条 部隊行動基準の適用（特定の状況において、部隊行動基準の必要な部分を特定し、その効力を発生させることにより、部隊等がとり得る対処行動の限度を

確定させることをいう。)に関する事項は、防衛大臣が別に示す。

(委任規定)

第9条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施のための手続その他の必要な事項については、統合幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、平成13年2月1日から施行する。

附 則 (平成18年防衛庁訓令第12号) (抄)

1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日庁訓第1号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成28年防衛省訓令第27号)

(施行期日)

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。